

# 家族で考える相続

平成24年7月14日  
早川会計事務所

### 1. 家族での相続準備→家族間の話し合い

**（相続人との話し合い）**

- ・ 法定相続人： 配偶者1人、直系血親の親等1位の者が2人
- ・ 相続財産は3000万円
- ・ 相続財産は3000万円
- ・ 遺産のうち、1/3は相続財産のうち、半分で贈与したと認められる

**（相続人の関係）**

- ・ 子（子）が相続人として認められるためには、婚姻・離婚が完了している必要がある
- ・ 入籍後の婚姻も婚姻の公示（戸籍）変更によることで、ある程度は可能
- ・ 相続財産の相続放棄が完了して、相続財産は1/3に減少

**（相続準備の手順）**

- ・ 子（子）が相続人として認められるためには、婚姻・離婚が完了している必要がある
- ・ 相続財産の相続放棄が完了して、相続財産は1/3に減少

**（結論）**

- ・ **生前、必ずまず相続準備の話し合いを家族間で話し合うことが大切である。必ず家族間で話し合うことが大切である。**
- ・ 話し合い、遺言などの準備をしておくことが大切である。

### 相続対策の考え方と事例

**（遺産の相続対策）**

1. 遺産の相続対策が相続税上の課税負担を軽減し、税務上の有利な結果を計る。
2. 相続人の希望や「活用したい」土地の活用や「活用したい」土地の活用を促す。

争執対策

相続放棄対策

遺贈対策

### 1. 家族での相続準備→家族間の話し合い

**（相続人との話し合い）**

- ・ 法定相続人： 配偶者1人、直系血親の親等1位の者が2人
- ・ 相続財産は3000万円
- ・ 相続財産は3000万円
- ・ 遺産のうち、1/3は相続財産のうち、半分で贈与したと認められる

**（相続人の関係）**

- ・ 子（子）が相続人として認められるためには、婚姻・離婚が完了している必要がある
- ・ 入籍後の婚姻も婚姻の公示（戸籍）変更によることで、ある程度は可能
- ・ 相続財産の相続放棄が完了して、相続財産は1/3に減少

**（相続準備の手順）**

- ・ 子（子）が相続人として認められるためには、婚姻・離婚が完了している必要がある
- ・ 相続財産の相続放棄が完了して、相続財産は1/3に減少

**（結論）**

- ・ **生前、必ずまず相続準備の話し合いを家族間で話し合うことが大切である。必ず家族間で話し合うことが大切である。**
- ・ 話し合い、遺言などの準備をしておくことが大切である。

### 1. 家族での相続準備→家族間の話し合い

**（相続人との話し合い）**

- ・ 法定相続人： 配偶者1人、直系血親の親等1位の者が2人
- ・ 相続財産は3000万円
- ・ 相続財産は3000万円
- ・ 遺産のうち、1/3は相続財産のうち、半分で贈与したと認められる

**（相続人の関係）**

- ・ 子（子）が相続人として認められるためには、婚姻・離婚が完了している必要がある
- ・ 入籍後の婚姻も婚姻の公示（戸籍）変更によることで、ある程度は可能
- ・ 相続財産の相続放棄が完了して、相続財産は1/3に減少

**（相続準備の手順）**

- ・ 子（子）が相続人として認められるためには、婚姻・離婚が完了している必要がある
- ・ 相続財産の相続放棄が完了して、相続財産は1/3に減少

**（結論）**

- ・ **生前、必ずまず相続準備の話し合いを家族間で話し合うことが大切である。必ず家族間で話し合うことが大切である。**
- ・ 話し合い、遺言などの準備をしておくことが大切である。

### （お父さんが考えて、行うこと）

1. 遺言書の作成をする。
  - ・ 遺言を何冊か作成する。
  - ・ 遺言、開封に当たらないように保管する。
  - ・ 子ども同士が争いあわないように、自分の考えを遺言に記す。
  - ・ それ以外に、エンディングノートなどに、家族や子供へのメッセージを記す。
2. 相続税の支払いは減らす。
  - ・ 遺産が2000万円を超えていない限り、2000万円以内の範囲で遺産を減らす。
  - ・ それに対する相続税、年々少額で、遺産を減らすことも減税効果がある。
3. 相続税の支払いは減らす。
  - ・ 相続税に対する相続税控除が200万円を超える。
  - ・ それに対する相続税を軽減し、支払う。
  - ・ 支払いを減らす一歩を踏み出す。

### 1. 家族での相続準備→家族間の話し合い

**（相続人との話し合い）**

- ・ 法定相続人： 配偶者1人、直系血親の親等1位の者が2人
- ・ 相続財産は3000万円
- ・ 相続財産は3000万円
- ・ 遺産のうち、1/3は相続財産のうち、半分で贈与したと認められる

**（相続人の関係）**

- ・ 子（子）が相続人として認められるためには、婚姻・離婚が完了している必要がある
- ・ 入籍後の婚姻も婚姻の公示（戸籍）変更によることで、ある程度は可能
- ・ 相続財産の相続放棄が完了して、相続財産は1/3に減少

**（相続準備の手順）**

- ・ 子（子）が相続人として認められるためには、婚姻・離婚が完了している必要がある
- ・ 相続財産の相続放棄が完了して、相続財産は1/3に減少

**（結論）**

- ・ **生前、必ずまず相続準備の話し合いを家族間で話し合うことが大切である。必ず家族間で話し合うことが大切である。**
- ・ 話し合い、遺言などの準備をしておくことが大切である。

### 1. 家族での相続準備→家族間の話し合い

**（相続人との話し合い）**

- ・ 法定相続人： 配偶者1人、直系血親の親等1位の者が2人
- ・ 相続財産は3000万円
- ・ 相続財産は3000万円
- ・ 遺産のうち、1/3は相続財産のうち、半分で贈与したと認められる

**（相続人の関係）**

- ・ 子（子）が相続人として認められるためには、婚姻・離婚が完了している必要がある
- ・ 入籍後の婚姻も婚姻の公示（戸籍）変更によることで、ある程度は可能
- ・ 相続財産の相続放棄が完了して、相続財産は1/3に減少

**（相続準備の手順）**

- ・ 子（子）が相続人として認められるためには、婚姻・離婚が完了している必要がある
- ・ 相続財産の相続放棄が完了して、相続財産は1/3に減少

**（結論）**

- ・ **生前、必ずまず相続準備の話し合いを家族間で話し合うことが大切である。必ず家族間で話し合うことが大切である。**
- ・ 話し合い、遺言などの準備をしておくことが大切である。

### （お母さんが考えて、行うこと）

1. 遺言書の作成をする。
  - ・ 残された財産が何れに渡すために遺言書の作成をする。
  - ・ また、その場合エンディングノートの記載をする。
  - ・ 残された財産の活用方法を遺言に記す。
2. 相続税の支払いは減らす。
  - ・ 遺産が2000万円を超えていない限り、2000万円以内の範囲で遺産を減らす。
  - ・ それに対する相続税、年々少額で、遺産を減らすことも減税効果がある。
3. お父さんの健康状態に留意する。
  - ・ 認知症などにならないように留意し、健康状態に留意する。
  - ・ 認知症などにならないように留意し、健康状態に留意する。

### 1. 争執対策

【争執の発生】

- ・ 債権の帰属（登記名義人の帰属）に争いが生ずる場合→争い→訴訟
- ・ 債権の帰属（登記名義人の帰属）に争いが生ずる場合→争い→訴訟
- ・ 債権の帰属（登記名義人の帰属）に争いが生ずる場合→争い→訴訟
- ・ 債権の帰属（登記名義人の帰属）に争いが生ずる場合→争い→訴訟

### 1. 登記簿と登記簿上の権利関係が一致するもの

	登記簿記載	権利関係	権利関係
所有権	本人所有	本人所有	本人所有
借権	本人所有	本人所有	本人所有
借権	本人所有	本人所有	本人所有
借権	本人所有	本人所有	本人所有

### 2. 登記簿と登記簿上の権利関係が不一致するもの

・ 登記簿記載と権利関係が不一致するもの

### 2. 登記簿と登記簿上の権利関係が不一致するもの

・ 登記簿記載と権利関係が不一致するもの

【事例】

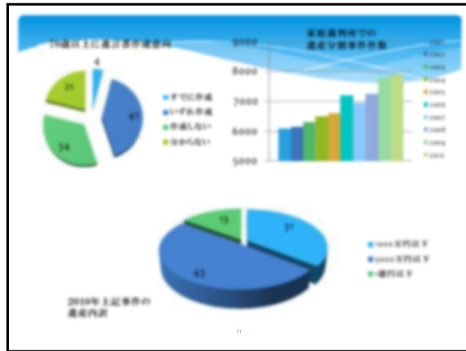
・ 登記簿記載と権利関係が不一致するもの

### 3. 登記簿と登記簿上の権利関係が不一致するもの

・ 登記簿記載と権利関係が不一致するもの

【事例】

・ 登記簿記載と権利関係が不一致するもの



### 3. 登記簿と登記簿上の権利関係が不一致するもの

・ 登記簿記載と権利関係が不一致するもの

【事例】

・ 登記簿記載と権利関係が不一致するもの

### 3. 登記簿と登記簿上の権利関係が不一致するもの

・ 登記簿記載と権利関係が不一致するもの

【事例】

・ 登記簿記載と権利関係が不一致するもの

### 4. 登記簿と登記簿上の権利関係が不一致するもの

・ 登記簿記載と権利関係が不一致するもの

【事例】

・ 登記簿記載と権利関係が不一致するもの

### 4. 登記簿と登記簿上の権利関係が不一致するもの

・ 登記簿記載と権利関係が不一致するもの

【事例】

・ 登記簿記載と権利関係が不一致するもの

### 4. 登記簿と登記簿上の権利関係が不一致するもの

・ 登記簿記載と権利関係が不一致するもの

【事例】

・ 登記簿記載と権利関係が不一致するもの

### 5. 土地取得し、利益物件を2つに貸し分ける

【内容】

- ① 土地、土地の権利（権利は、取得し、取得した土地を2つの利益物件に貸し分ける。取得した土地を2つの利益物件に貸し分ける。土地取得し、利益物件を2つに分けることによって利益が上がる場合もある。

【例】

- ① 取得した土地を2つの利益物件に分けて貸し分ける。
- ② 取得した土地を2つの利益物件に分けて貸し分ける。
- ③ 取得した土地を2つの利益物件に分けて貸し分ける。

【効果】

- ① 取得した土地を2つの利益物件に分けて貸し分ける。
- ② 取得した土地を2つの利益物件に分けて貸し分ける。
- ③ 取得した土地を2つの利益物件に分けて貸し分ける。

※ 取得した土地を2つの利益物件に分けて貸し分ける。

### 5. その他の租税対策

1. 土地取得し、利益物件を2つに分ける

2. 土地取得し、利益物件を2つに分ける

3. 土地取得し、利益物件を2つに分ける

4. 土地取得し、利益物件を2つに分ける

### 5. 贈与税の活用

【内容】

- ① 贈与税の活用
- ② 贈与税の活用
- ③ 贈与税の活用

贈与税の活用	税率	課税
200万円以下の金額	10%	200万円以下の金額
200万円超300万円以下の金額	15%	200万円以下の金額
300万円超400万円以下の金額	20%	200万円以下の金額
400万円超500万円以下の金額	25%	200万円以下の金額
500万円超1,000万円以下の金額	30%	200万円以下の金額
1,000万円超	35%	200万円以下の金額

【効果】

- ① 贈与税の活用
- ② 贈与税の活用
- ③ 贈与税の活用

贈与されたお金は、贈与税の支払いに充てられます。

### 5. 土地に利益物件を2つに分ける

【内容】

- ① 土地に利益物件を2つに分ける
- ② 土地に利益物件を2つに分ける
- ③ 土地に利益物件を2つに分ける

【効果】

- ① 土地に利益物件を2つに分ける
- ② 土地に利益物件を2つに分ける
- ③ 土地に利益物件を2つに分ける

### 5. 土地取得し、利益物件を2つに分ける

【内容】

- ① 土地取得し、利益物件を2つに分ける
- ② 土地取得し、利益物件を2つに分ける
- ③ 土地取得し、利益物件を2つに分ける

【効果】

- ① 土地取得し、利益物件を2つに分ける
- ② 土地取得し、利益物件を2つに分ける
- ③ 土地取得し、利益物件を2つに分ける

### 5. 贈与税

【内容】

- ① 贈与税の活用
- ② 贈与税の活用
- ③ 贈与税の活用

【効果】

- ① 贈与税の活用
- ② 贈与税の活用
- ③ 贈与税の活用

### 5. 贈与税の活用

【内容】

- ① 贈与税の活用
- ② 贈与税の活用
- ③ 贈与税の活用

【効果】

- ① 贈与税の活用
- ② 贈与税の活用
- ③ 贈与税の活用

贈与した人の年齢	贈与した人の年齢	贈与した人の年齢
20歳未満	20歳未満	20歳未満
20歳以上29歳未満	20歳以上29歳未満	20歳以上29歳未満
30歳以上39歳未満	30歳以上39歳未満	30歳以上39歳未満
40歳以上49歳未満	40歳以上49歳未満	40歳以上49歳未満
50歳以上	50歳以上	50歳以上

### 5. 土地取得し、利益物件を2つに分ける

【内容】

- ① 土地取得し、利益物件を2つに分ける
- ② 土地取得し、利益物件を2つに分ける
- ③ 土地取得し、利益物件を2つに分ける

【効果】

- ① 土地取得し、利益物件を2つに分ける
- ② 土地取得し、利益物件を2つに分ける
- ③ 土地取得し、利益物件を2つに分ける

〒165-0087  
 名古屋市中区本通2-28 CHARITE 5F 5F  
 早川会計事務所  
 052-433-5548